

鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県会計管理者組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計管理者組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、会計管理者を構成する局及び課の設置、所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(局及び課の設置)</p> <p>第2条 会計管理者に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>会計局</td> <td>会計指導課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>審査出納課</td> </tr> <tr> <td>庶務集</td> <td>集中業務課</td> </tr> <tr> <td>中局</td> <td>物品契約課</td> </tr> </table> <p>(庶務集中局の課の所掌事務)</p> <p>第4条 庶務集中局の課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>集中業務課</p> <p>(1) 庶務、会計及び契約事務に係る集中処理に関すること(物品契約課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(2) 略</p>		会計局	会計指導課		審査出納課	庶務集	集中業務課	中局	物品契約課	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、会計管理者を構成する局、課及び課内室の設置、所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(局、課及び課内室の設置)</p> <p>第2条 会計管理者に、次の表の左欄に掲げる局及び課を置き、課に同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">局及び課</th> <th>課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計局</td> <td>会計指導課</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>審査出納課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>庶務集</td> <td>集中業務課</td> <td>物品・契約室</td> </tr> <tr> <td>中局</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(庶務集中局の課の所掌事務)</p> <p>第4条 庶務集中局の課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>集中業務課</p> <p>(1) 物品(基金に属する動産を含み、収入証紙を除く。以下同じ。)の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関すること。</p> <p>(2) 庶務、会計及び契約事務に係る集中処理に関すること。</p> <p>(3) 会計(物品に係るものに限る。)の監督に関すること。</p> <p>(4) 物品の取得及び処分に関すること。</p> <p>(5) 競争入札(建設工事及び測量設計に係るものを除く。)に参加する者に必要な資格の決定に関すること。</p> <p>(6) 略</p>		局及び課		課内室	会計局	会計指導課			審査出納課		庶務集	集中業務課	物品・契約室	中局		
会計局	会計指導課																									
	審査出納課																									
庶務集	集中業務課																									
中局	物品契約課																									
局及び課		課内室																								
会計局	会計指導課																									
	審査出納課																									
庶務集	集中業務課	物品・契約室																								
中局																										

<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>その他局内他課の所掌に属しないこと。</u></p> <p><u>物品契約課</u></p> <p>(1) <u>物品（基金に属する動産を含み、収入証紙を除く。以下同じ。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>会計及び契約事務（物品、役務、業務の委託及び賃借に係るものに限る。）に係る集中処理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>会計（物品に係るものに限る。）の監督に関すること。</u></p> <p>(4) <u>物品の取得及び処分に関すること。</u></p> <p>(5) <u>競争入札（建設工事及び測量設計に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定に関すること。</u></p> <p> </p> <p>(職制及び職務)</p> <p><u>第5条 局及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。</u></p> <p>2 <u>課の長の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、課長補佐を置くことができる。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p> </p> <p>(課内室の所掌事務)</p> <p><u>第5条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、局の長及び会計管理者（当該所掌事務が知事の権限に属する場合にあっては、知事）に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>2 <u>前項の所掌事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。</u></p> <p>(職制及び職務)</p> <p><u>第6条 局、課及び課内室に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局、課及び課内室の事務をつかさどる。</u></p> <p>2 <u>課及び課内室の長の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。）を置くことができる。</u></p> <p>3・4 略</p>
--	--

(鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正)

第2条 鳥取県会計管理者等事務決裁規則（平成21年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

<p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 課長 鳥取県会計管理者組織規則第2条の規定により設置された課の長をいう。</p> <p>(12) <u>会計担当職員</u> 鳥取県会計管理者組織規則第5条第2項に規定する課長補佐のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあつては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(13) <u>出納機関</u> 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項の規定により出納機関とみなされるものを含む。）をいう。</p> <p>(14) <u>出納機関の出納員</u> 出納機関に鳥取県会計規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項の規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>（知事の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長及び会計担当職員の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつては<u>それぞれ同表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては鳥取県事務処理権限規則第4条の規定を準用する。</u>この場合においては、同条第3項中「部長」とあるのは「会計管理者」と、同規則別表第1の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>5 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長及び出納機関の長の委任決裁事項は、別表第1に掲げる事務にあつては<u>それぞれ同表の事務</u></p>	<p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 課長 鳥取県会計管理者組織規則第2条の規定により設置された<u>会計指導課、審査出納課又は集中業務課</u>の長をいう。</p> <p>(12) <u>室長</u> 鳥取県会計管理者組織規則第2条の規定により設置された物品・契約室の長をいう。</p> <p>(13) <u>出納機関の出納員</u> 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項の規定により出納機関とみなされるものを含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項の規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>(14) 略</p> <p>（知事の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長、<u>室長</u>及び会計担当職員の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、<u>それぞれ同表の事務処理権限区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第4条の規定を準用する。</u>この場合においては、同条第3項中「部長」とあるのは「会計管理者」と、同規則別表第1の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、課長は、別表第1に掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、室長に専決させることができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により課長が事務を専決させることとした場合には、速やかにその内容を知事に報告するものとする。</u></p> <p>7 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長の委任決裁事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、<u>それぞれ同表の事務処理権限の区分</u></p>
---	---

処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては鳥取県事務処理権限規則第6条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは、「会計管理者」と読み替えるものとする。

(会計管理者の決裁事項等)

第4条 会計管理者の決裁事項は、前条に定めるもののほか、別表第2の事務処理権限の区分の会計管理者の欄に○印により定めるとおりとする。

2 略

3 会計管理者の権限に属する事務についての局長及び課長の委任決裁事項は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとする。

4 出納機関の出納員及び旅費出納員の決裁事項は、それぞれ、鳥取県会計規則第5条の2第2項及び第6条の規定により会計管理者から委任された事項とする。

(代決)

第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
局長	主務課長	
課長	(1) 知事の権限に属する事務	
	主務課長補佐（課長補佐のうち、担当業務における上席の職員をいう。）	
	主務係長（係長の	

の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第6条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。

(会計管理者の決裁事項等)

第4条 会計管理者の決裁事項は、別表第2の事務処理権限の区分の会計管理者の欄に○印により定めるとおりとする。

2 略

3 局長、課長及び出納機関の出納員の委任決裁事項は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとする。

(代決)

第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
局長	主務課長	<u>室長（庶務集中局に係る事務に限る。）</u>
課長	(1) 知事の権限に属する事務	
	主務課長補佐（課長補佐及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。以下同じ。）	
	室長	
	主務係長（係長及	

		5 1から4までに掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの		○						
審査 出 納 課	一 法に基づく会計管理者の権限に属する事務	1 法第170条第2項第1号に掲げる現金の出納及び保管 (会計指導課の所掌事務に属するものを除く。)		○						
		2 法第170条第2項第2号に掲げる小切手の振出し		○						
		3 法第170条第2項第3号に掲げる有価証券(公有財産又は基金に属するものを除く。)の出納及び保管		○						
		4 法第232条の4第2項の規定による支出負担行為に関する確認 (一) 建設工事に係る工事請負費(以下「建設工事請負費」という。)の支出 (1) 1件1億円以上のもの (2) 1件5,000万円以上1億円未満のもの (3) 1件5,000万円未満のもの (二) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給・退職年金(以下「義務経費」という。)の支出 (三) その他の支出(建設工事請負費及び義務経費の支出並びに同一会計内の振替、他の会計への繰入れ又は歳入歳出外現金への繰入れのための支出を除く。) (1) 1件5,000万円以上のもの (2) 1件2,000万円以上5,000万円未満のもの (3) 1件2,000万円未満のもの		○		○		○		
二 鳥取県会計規則に基づく会計管理者の権限に属する事務	1 返納金の戻入				○					
	2 過誤納金の還付				○					
	3 同一会計内の振替、他の会計への繰入れ又は歳入歳出外現金への繰入れのための支出						○			
	4 返納を伴わない資金前渡精算書の確認						○			
三 その他の会計管理者の権限に属する事務	1 特に重要なもの		○							
	2 重要なもの			○						
	3 軽易なもの				○					
物品 契 約 課	一 法に基づく会計管理者の権限に属する事務	1 法第170条第2項第4号に掲げる物品(基金に属する動産を含み、占有動産及び収入証紙を除く。)の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。) (一) 1件の見積価格が2,000万円以上のもの (二) 1件の見積価格が2,000万円未満のもの				○				
		2 占有動産の出納				○				

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。